

(二) 足尾銅山労働争議

一 栃木縣足尾町全日本鉱夫総聯合會足尾聯合會ニ  
 於テ従来屢々役員會若クハ講演會等ヲ開催  
 シ專ラ會員ノ結束ニ努メツテアリシニ近來會員中  
 聯合會ニ無為ナル者批難スル聲ヲ洩シ殊ニ會費ヲ納  
 付セザル者續出シ傾向アリ又中ニハ聯合會ヲ離脱シ  
 採鉱夫評議員會ニ頼ラムトスルノ形勢アルヲ以テ  
 幹部員等ハ會費ノ引留策ニ焦慮シ此際柯等  
 カ副策スルニ非サレバ會日務挽回ノ途ナシト觀シツテアル  
 矢先三月十四日通洞坑内ヲ五区坑夫約五十名同  
 坑内元年樋上祐スル箇所ニ集合シ近來請負員歸ル  
 積銀ハ一日三円位ヲ得ル者アリ又火藥代ニモ當ラザル  
 モノアリ斯等ハ不平等故問代ノ調ニ所ヲ計リ得ル極

會社ニ要求セシト協議中ナリシ坑内請負員力及見シ  
 就業ヲ諭示シタル坑夫等更ニ抗言等ヲナスコトナリ  
 各自就業セリ

一 然ルニ此事案ヲ聞知セル聯合會通洞支部(會費約  
 ハ好機逸スヘカラストレ今夜役員會ヲ開キ高梨  
 勇外七十五名會同協議ノ結果之ヲ動機トシテ運動  
 開始ニ決セルモ一應會費ニ諮ルノ要アリトテ十六日公  
 休日ヲ利用シ緊急大會ヲ開クコトニ協議事項ト  
 シテ

- (一) 團結権ヲ認めルコト
- (二) 最低賃銀ヲ壹円八十錢トナスコト
- (三) 坑内八時間制ヲ實施スルコト但レ六時間ノ個々形全之
- (四) 勤績慰勞手當金ハ其ノ理由如何ヲ問ハズ規